

高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議（第2回）

令和6年4月22日

【福原座長】 ただいまより、高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議第2回の会議を開催させていただきます。本日は、新年度を迎えて御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日、田名部委員が所用により御欠席ということでございますが、代理として、全国高等学校PTA連合会の中川事務局長に御参加いただいております。どうぞよろしくお願いたします。

【中川委員代理】 よろしくお願いたします。

【福原座長】 初めに、本日の配付資料の確認でございますが、本日の配付資料は議事次第の表書きのところに記載のとおりということでございますので、もし各委員におかれて不足等がございましたら、事務局にお申し付けいただきたいと思います。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。前回は、この検討会議を立ち上げるに当たりまして、その状況を御説明の上、広く修学支援新制度に関する御意見を伺ってまいりましたが、今回は前回の後半での的を絞っておりますところの学業成績等の要件の在り方について、さらに的を絞って御議論いただきたいと思いますと存じております。

それで、まず最初に資料1、第1回検討会議での主な意見と大学等進学後の学修状況等に関する要件（学業成績）についての資料と、資料2、適格認定（学業）の状況についての資料の両者を事務局から説明を得て、これを踏まえまして御意見をいただきたいと思います。

では、室長の方から資料の説明をお願いします。

【事務局】 それでは、資料1を御覧いただければと存じます。こちらは、前回、第1回の検討会議での主な御意見、そして学修状況等に関する要件についてまとめたものでございます。

まず、1ページ目は、前回の会議で案としてお示ししました論点についてまとめたものです。一番上でございますが、昨年12月に閣議決定された「こども未来戦略」におきまして、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることが定められております。

下の3つの丸が現在の考え方、今後の状況についてまとめたものです。1番目の丸ですが、高等教育の修学支援新制度は、低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、活躍することが

できる人材を育成することを目的としております。そうしたことから、進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲、そして進学後の十分な学修状況を見極めた上で学生に対して支援を行う、こうした位置づけとしております。

2つ目の丸ですが、令和2年度の本制度の施行から4年が経過したところ、これまでの実績や成果等を踏まえつつ、本制度の趣旨や目的を達成する手段として、現在の学業要件等について見直すべき点があるかという点。

また、3つ目の丸ですが、令和6年度、今年度から中間層への支援拡大、そして来年度、令和7年度から多子世帯の無償化により学業要件等について変更するべき点があるか、この2点について、これまでの実績や成果、対象の拡大を踏まえて見直しをお願いしたいというのがこの会議でございます。

下に論点を大きく4つ掲げています。1ポツが、現在の学力・資質要件の確認方法につきまして、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、本人の学修意欲や進学目的等を確認することとしております。そして、大学等への進学後は学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切るとしてありますが、これらの考えを引き続き継続すべきかどうか、これが1つ目の論点です。

2つ目の論点です。現在の支援対象者の要件につきまして、「廃止」の要件は大きく4つございますが、こちらについて何らかの見直しを図るべきかという点です。

下に1から4で記載しておりますが、1、修業年限で卒業または修了できないことが確定したこと。2、修得した単位数の合計が標準単位数の5割以下であること。3、授業への出席率が5割以下であるなど学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。4、「警告」の区分が連続して該当すること、この4つがでございます。なお、後ほど資料で御説明申し上げますが、GPA等による「警告」につきましては、2回連続の場合「停止」というものがあります。

3つ目の論点でございますが、「警告」の要件につきまして、引き続き継続すべきか、見直しを図るべきかという点です。「警告」については主に3つございまして、1つ目は修得単位数が標準単位数の6割以下であること。2つ目はGPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。3つ目は出席率が8割以下であるなど学修意欲が低い状況にあると認められること、この3つが要件としてございます。

4ポツですが、その他、学業要件におきまして、やむを得ない事由がある場合には「廃止」または「警告」区分に該当しないこととしております。これらの考えについて引き続き継

続すべきかどうか、主にこの4つを御審議いただく論点としてまとめてございます。

資料の2ページ目です。この資料には、前回、第1回の検討会議でいただいた主な御意見のうち学業要件に関するものについて、事務局においてまとめたものです。

まず、学業要件全体についてですが、国費を投じて大学等に進学している以上、ある程度身につけられるような勉強をすべきというのが基本。

どのような趣旨で現在の要件となっているのか、それぞれの要件がどのような意味を持っているのか、これまでの経緯を振り返ることも重要。

現行の「修得単位数」、「授業への出席率」、「GPA等の成績評価」の3つの指標は、それなりに意味がある。これらの指標がどのように機能しているのか、数字だけではなく、指標の基本のところも考えるべき。

適格認定（学業）の状況につきまして、学校種ごとの傾向があるのか。

大学関係者等の現場の声を聴くことは重要。また、学生等の意見を聴くことも重要。

学生が多様化しており、学校側の支援も重要。この制度は他を先導する制度でもありませんので、支援を受けていない学生にとってもよい影響を与えるような設計にするべき、こういった御意見を頂戴したところです。

また、各論ですが、修得単位数、授業への出席率につきましては、単位修得率、出席率、GPAのバランスも重要。各要件が適用された割合を見ると、例えば単位修得率や出席率を厳しくして、GPAを緩和する方法も考えられる。

単位修得率、「警告」の場合は6割ですが、6割はそれほど難しいことではない。

また、出席率5割、これは「廃止」の要件ですが、かなりハードルが低い。まずは学校に行くことが重要、こうした御意見を頂戴したところです。

GPA等の成績評価につきましては、制度の対象人数が令和6年度、7年度と拡大することになり、GPA下位4分の1に該当する学生が増える。要件を狭くするべきではないか。

GPAは履修科目によって基準が異なる。基準としてやや使いにくいのではないか。

一方、この制度は学生の意欲を引き出すもの。支援を受けて大学に入ることが目的になってしまうのはよくない。GPAは大いに使用してよい、こういった御意見を頂戴したところでございます。

その他、こちらは学業要件に限らず制度全体にも通じる御意見になりますが、対象人数が拡大することで高等教育全体に対しての支出も増えていく。同時に、大学教育に対する社会の目も厳しくなっていく。

また、採用時の要件をはじめとして、高校の先生方に制度の内容が浸透していくことが必要、こういった御意見を前回の会議で頂戴したところです。

次のページは、前回の会議でも御指摘いただいた内容と重なりますが、今回の高等教育の修学支援新制度の以前に存在しました旧給付型奨学金、平成29年度からのものですが、こちらと貸与型奨学金の3つについて、単位数や授業への出席率、GPA等の成績評価について比較した資料を作成しております。

一番左が現在もある貸与型奨学金、中ほどが高等教育の修学支援新制度が始まる前、平成29年度からございました返還不要の給付型奨学金、一番右が今回御議論いただいている修学支援新制度のものとなっております。

まず、一番上の修得した単位数ですが、「廃止」につきましては、中ほどの旧給付型奨学金では標準的な単位数の2分の1以下で「廃止」となっておりました。現在の修学支援新制度では標準単位数の5割以下であることで「廃止」となっておりまして、数値につきましては大きな変化はないところです。

「警告」については、中ほどの旧給付型奨学金では標準修得単位数の8割以下となっているのに対して、現在の修学支援新制度は標準単位数の6割以下とやや緩やかになっているところです。

中ほどが授業への出席率です。真ん中の旧給付型については「停止」となる要件が出席率5割以下、「警告」となる要件は出席率8割以下が目安となっておりました。

現在の修学支援新制度では、「廃止」となる要件は出席率が5割以下であることなど、学修意欲が著しく低い状況であると認められること。「警告」については出席率が8割以下であるなど、学修意欲が低い状況にあると認められる、このような要件となっておりまして、旧給付型の取扱いを基本的は踏襲しているものとなっております。

上から3つ目のGPA等の成績評価ですが、中ほどの旧給付型につきましては、GPAにおいて下位2分の1で「警告」となっておりました。現在の制度の取扱いにつきましては、「警告」となるのは下位4分の1の範囲に属することとなっております。

また、2つ目のポツにございますが、「警告」が2回連続した場合は「廃止」となるという取扱いをしておりましたが、令和5年10月から2回連続で「警告」となった場合、2回目の「警告」がGPA下位4分の1に属する場合については「停止」ということで、「廃止」より少し緩和するような要件としております。

一番下は、そのほかの「廃止」となる要件についてまとめたものとなっております。

続いて、資料2について御説明いたします。こちらは、学業要件の状況についてデータをまとめたものとなります。

まず、1枚目ですが、こちらは前回の会議でも配付した資料で説明が重なるところもありますので、割愛しながら申し上げます。

一番上のところ、繰り返しとなりますが、本事業の要件としまして、まず採用時については、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせずに、高校等がレポートの提出や面談等により本人の学修意欲や進学目的等を確認する、採用時は緩やかな要件としてございます。

採用後については、大学等への進学後は、その学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切るということとしております。こちらが基本的な考えとして「廃止」、「停止」、「警告」に通ずるものとなっています。

続いて「廃止」、「停止」、「警告」は先ほどの私の説明と重なりますので割愛します。

特例につきまして御紹介いたします。

資料の左下、特例マル1、傷病・災害等の不慮の事由と記載しています。災害や傷病その他のやむを得ない事由がある場合には、「廃止」または「警告」の区分に該当しないという取扱いとしています。

また、右下の青い枠です。大きくGPA下位4分の1の「警告」区分に関する特例として2つございます。1つ目が特例マル2、教育課程の特性として、学修の成果について、学部等の教育課程と密接に関連して学修成果を評価するにふさわしく、職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合。本事業の目的としまして、社会に出て活躍いただくということを目的としていますので、例えば医療分野ですとか教育分野が代表的ですが、GPA下位4分の1であっても職業に関する資格を取得できて活躍できる見込みがある場合につきましては、教育課程の特性として特例を設けています。

また、もう一つの特例マル3、児童養護施設の入所者等です。社会的養護を必要とする方で学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合、こちらにつきましても「警告」区分に該当しないという特例を設けています。

資料の2ページ目です。こちらは前回の会議でもお示したもので、適格認定（学業）の状況につきまして「継続」、「警告」、「廃止」について、令和2年度末から4年度末までの3か年度分のデータをまとめたものです。先ほど、「停止」について御紹介申し上げましたが、こちらは令和5年10月からの取扱いとなっていますので、まだ実績として反映できていないということに御留意いただければ幸いです。

まず、一番上の「継続」のところですが、こちらは3年間、8割強で推移しているという状況です。

「警告」については、令和4年度のデータで御紹介すると11.4%となっています。最も多いのがGPA下位4分の1に該当するのが10.8%、次に多いのが出席率8割以下で1.7%、修得単位数6割以下は僅かで0.2%、こういった状況となっています。

「廃止」については、令和4年度末で6.8%となっています。「廃止」の中で最も多いのが連続警告で4.1%、次に多いのが修業年限超過で1.5%、次に多いのが修得単位数5割以下で1.0%、最も少ないのが出席率5割以下で0.7%という状況です。

資料の次のページです。前回の会議において学校種ごと等に分析できる要素はないかという御指摘を頂戴し、事務局でデータを精査してまとめたものがこちらの資料です。大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、学校種ごとに分類したものです。

一番上、「継続」です。先ほど全体81.6%と御紹介申し上げましたが、こちらにつきまして、学校種ごとに大きな差は見られない状況です。

「警告」につきまして、こちらの全体は11.4%ですが、大学が少し高い状況です。その中で、GPA下位4分の1が11.2%、これがほかの学校種と比べて少し高いことがデータとして出てきています。

一方、「廃止」については大学が一番少なく6.6%となっています。

こちらの連続警告の状況を見ますと、大学が4.1%であるのに対して短大は7.3%、高専は6.1%、専門学校は3.5%という状況です。

また、修業年限超過につきまして、全体の数が少ないので少し割合が高く出ておりますが、高専が3.4%となっています。

今、学校種ごとに少し違いを特出しして御説明申し上げましたが、全体を見ると学校種ごとに大きく差が出ているというところはあまりないのかなと見てとっているところです。

次に、資料の4ページです。こちらは大学について国立、公立、私立と学校の設置者の種類ごとに分けたものです。一番上の「継続」につきまして、こちらは全ての設置者において8割ということで大きな変化は見られないところです。

次に「警告」のところですが、GPA下位4分の1につきまして国・公・私を通じて大体1割ぐらいということで、大きな変化はないところです。

出席率8割以下につきましては私立大学が1.9%と、国立、公立に比べると少し高めの数字が出ているという状況です。

次に、「廃止」です。一番上の修業年限超過につきまして国立が少し高めで1.8%、全体の1.4%と比べて少し高めに出ています。

一方、修得単位数5割以下、出席率5割以下については私立大学が少し高めに出ている状況です。

連続警告につきましては全体を通じて4.0%、4.1%とほぼ同じような数字です。こちらにつきましても、国立・公立・私立で今違いを特出ししながら御説明申し上げましたが、特に大きな変化というのはないように見てとれるところです。

資料1、資料2についての御説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

【福原座長】 ありがとうございました。

前回に続いてですけれども少し掘り下げていただいたところもございまして、資料を通じての御説明をいただきました。

さて、ただいまの説明に対しまして御質問、また御意見でも構いませんので、どなたからでも自由な御発言をどうぞ。いかがでしょうか。前回の御意見の延長ということでも構いませんし、今の資料を改めて御覧いただきましての御質問ということでも構いません。

【室橋委員】 では、質問を。

【福原座長】 どうぞ、室橋委員。

【室橋委員】 資料1の3ページ目、旧給付型奨学金の標準単位数8割以下だったのが6割以下に変わっていると思うんですけど、これの理由はどんなところだったりするんですか。緩めているのですが。

【福原座長】 現制度を設計したときの理由というか。

【事務局】

基本的に旧給付型奨学金と修学支援新制度で、対象となる学生が旧給付型と比べて大きく広がったというところが大きな変化としてございます。制度設計当初において6割以下としたのは、当時の旧給付型の8割という基準と、あとは学修意欲、能力面という観点でどの範囲が妥当かということで勘案したことで6割と設定したものです。

また、旧給付型と修学支援新制度の違いとしましては、連続警告というものが修学支援新制度で設けられておりますので、全体のバランスを見ながら、入学後に成績を厳しく見ていく要素を見つつ学生の学びを支援するという観点から、全体の制度設計の中でバランスを取って当時8割から6割に変更したというものになってございます。

【福原座長】 恐らく警告から次のレベルに行くのが少し新制度と違うこともあるとい

うことでしょうね。

それに関して、室橋委員、何か御意見はありますか、今6割以下になっていることについてでも。

【室橋委員】 GPAのほうも変わっていますよね、2分の1から、これはだから対象人数が増えたからということですよ。なので、GPAのほうは相対的なもので、人数が増える分、その分、割合が、比率が変わるとするのは納得しやすい、その分、難易度が非常に高くなる、今回の見直しのところも、前回自分も発言したとおり、対象人数が増えれば同じ割合のままGPA4分の1だと難易度は大分上がると思うので、そういう意味ではもっとこの比率を下げるとするのは、これまでの経緯を踏まえても理解しやすいのかなと思うんですけど、標準単位数は、逆に言うところには下げなくてもよかったんじゃないかという言い方はあれなんですけど、あまりまだよく分かってない部分はあるのかなという感じで、逆に言えばこの標準単位数6割以下と出席率5割のところは、資料2のほうの実際にかかっている人たち、2ページ目の人たちを見てもほとんど対象になっている学生はいないので、そういう意味では、ここはまだちょっと引き上げる余地は多少あるのかなというのは全体的に見て感じたところですよ。

【吉岡委員】 すみません、初歩的な質問ですが、標準単位数というのは、それぞれの大学のそれぞれ学部単位での修得単位数で計算するんですか。

【事務局】 おっしゃるとおりです。

【吉岡委員】 そうですね。だから、法学部なら法学部の学生がどれだけ取っているかというので出して、だから、これもやっぱりそういう意味ではある種の相対的なものですよ。

【室橋委員】 ああ、そういうことですか、卒業に必要なのじゃなくて。

【吉岡委員】 だから卒業単位ではなくて、それにしてあるんですよ。

【室橋委員】 そういうことですか。ここも相対的なんですよ、なるほど、勘違いしてました。

【福原座長】 だからもう一つ、標準修業年限ではもう修了できなくなるとなったらもうこれは駄目なので、それが各大学、大学というか学校またはその分野によっていろいろ違うと思うんですね、差があるので。そこで6割というところまでであればそれをクリアできるという、どっちかの基準でうまく判定できるということがあったのではないかと。8割ではまだそこで、8割で警告を出しているというよりは、もう少し様子を見てあげる必要が

あるという判断だったのではないかと推測しまして、吉岡先生も私も大分現場にいたので、実務に照らしてみるとそういう扱いかないというように思います。

【事務局】 少し事務局から補足させていただくと、今御指摘のあったとおり標準単位数以前に修業年限を超過する、いわゆる留年する見込みとなりましたらその時点で廃止となります。

標準単位数につきましては、例えば4年制の大学で卒業要件となる単位数が124単位だった場合にはそれを4で割った数、例えば1年次では31単位、2年次では62単位という形でそれぞれが標準単位数となりますので、それをしっかりと修得しているか、その単位数を基準にして割合で判断するということとなります。

【室橋委員】 それは卒業で割っているんですか。そうすると絶対的な数値……。

【事務局】 そうです。卒業に必要な単位数が大学で例えば124単位と決めていれば、その4分の1ずつをちゃんと毎学年で積み重ねているかということで見えていくこととなります。

【室橋委員】 では、別に相対的なものじゃなくて絶対的な……。

【事務局】 どちらかというと絶対的なものになります。失礼いたしました。

【福原座長】 そうか。でも、最近学年進級制を採っているところも出てきているので、そういったようなものとの兼ね合いがあるのかなと、どこにでも当てはめるといってかからず。もう一つの学年進級制を取ってしまっていると、そちらのほうに引っかかってしまうと標準修業年数で修了できなくなってしまいますので、そこでもう一発アウトということになってしまうので、それほどではないけれどもということであらう数字かなと推測しました。そうすると、この標準単位数というのは通常に修了までのやつで割るとこうなるということですか。

【事務局】 さようございます。

【吉岡委員】 多分学年ごとに科目の配置も違うし、結構内容の違いもあるので、8割だと、常に31単位ぐらいただと24~25単位取っていないとそこに引っかかっちゃうというのはちょっときついかもしれない。そうするときついという感じかもしれません。特に学年制を取っていると。

【福原座長】 なるほど。

仁科委員、いかがですか、何か御意見は？

【仁科委員】 私は、警告の6割はもうちょっと上げてもいいのかなと。データを見てい

ると少なくともここで引っかかっている方はあまりいらっしやらないので、多分ここはもう少し、今いろいろ議論がありましたけど、124を4で割って31ずつという形になっているのであったとしても、多分4年生って結構もう単位をあまり取らなくてもいける、大体3年生のプラスアルファで大体124までいってしまうことも普通だと考えると、今言った124割る4でということであればそういうことを、これを式として考えるのであれば、私は6割ではなくて、7割か8割まで上げてもいいのかなとは思いますが、議論が中心になるのはGPAのところだろうなと思っているところです。

以上です。

【福原座長】 ありがとうございます。

ほかに関連してでも結構ですけれども、少しここを厳しめにしてもいいのかなという御意見も出てきましたけども、それと関連してでも結構です。

今、GPAのほうのお話に、前回はGPAに関して幾つか御意見をいただいて、今回もそれをまた戴こうということで繰り延べておりますので、その点でも結構ですが、いかがでしょうか。

【中川委員代理】 よろしいでしょうか。

【福原座長】 どうぞ。

【中川委員代理】 前回の会議で、田名部委員からも授業への出席率についての意見が出ていたかと思うんですけども、私も保護者の立場でもあり、また教員の立場からも、もう少しこの出席率の基準は厳しくしてもいいのかなと思っています。

高校現場では、いわゆる未履修の基準というのは3分の1であったり4分の1ですから、出席率が7割5分とか6割6分が基準となって未履修扱いになるという基準でやっているところが多いと聞いていますので、大学でもその程度は出席してもらいたいなど。さらに言うと国のお金で支援してもらっている学生には、それぐらいの認識を持ちながら学修に当たってもらいたいなというように感じています。

【福原座長】 ありがとうございます。

今は8割だと警告……。

【事務局】 8割が警告で、廃止が5割でございます。

【福原座長】 それが2回続くと停止になるということですね。

【事務局】 出席率の場合は廃止になります。停止は2回目がGPA。

【福原座長】 ああ、そうか、2回目はGPAのところだけの要件ですね。1回でも、一発で

廃止という5割以下と。

【事務局】 さようでございます。

【福原座長】 なるほど。

そうすると、中川さん、警告を発するのをもう少し厳しくしてもいいんじゃないかと。

【中川委員代理】 いや、警告よりも廃止のほうがです。

【福原座長】 廃止のほうがですか。

【中川委員代理】 もう少し出てもらいたいと。

【福原座長】 5割以下というのでは。

【中川委員代理】 はい。

【福原座長】 ここはこの基準で、そうか、ここも出席率5割以下等での廃止の該当者はかなり少ないということですね。

【事務局】 そうです。

【福原座長】 なるほど。過去の状況、これまでの状況を見ても、今は該当者が少ない要件のところをもう少し厳しくしても現状に合うんじゃないかということもあろうかと思いますが、いろいろな御意見を賜ってまいりたいと思います。

【吉岡委員】 いいですか。

【福原座長】 どうぞ、吉岡委員。

【吉岡委員】 私は意見がちょっと違っているところがあって、一つは、そもそも大学の授業というのは何かという大問題があって、結構多くの大学は最近出席を取りますけれども、出席というよりも、その科目であればその科目の能力をきちんと身につけているかというのを、最終的には最終試験であるとかレポートとかで判断するというのが伝統的な考え方だったんです。出席ももちろん重要だけれども最終的にはそれが、少なくともこれまではそうであったと。だんだん出席はきちんとすべきだということになっているというのは確かにそうだし、出席はある程度したほうがいいと思いますけれども、そういう考え方があるというのが一つです。

もう一つは、この制度自体が基本的には、特にこここのところの修学支援新制度は、まずは低所得者層に給付するというのが基本なわけで、そういう層がきちんと勉強できるようにする条件をどうやって整えるかというのがこの奨学金の基本だと思うんです。そういう意味ではあまり厳しくする、要するにあまり状況が変わらないから厳しくするというふうには考えるべきではないというふうには思っています。低所得者層はとにかくそもそも入

るのが大変だったり、それから学業についていくのも場合によっては大変、それから、極端な場合は家計を助けるためにアルバイトしなくちゃいけないとかいろいろな状況があるので、それを全部個別に判断すべきだというつもりは全然ないですけども、これまでやってきたのを、ちょっとここではあまり人がいない、引っかかるのはいないから上げていいというふうな、そういう考え方はしないほうがいいんじゃないかなと個人的には思います。やるんだとしても、もう少し様子を見てからでいいかなという気がします。

ちょっと問題なのは、このところでこれを考えなくちゃいけなくなったのは、基本的には低所得者層に給付するという仕組みの上に別の要素が、多子世帯であるとかそういう別の要素が入ってきたので、この間も室橋委員が言っていたように、GPA4分の1が増えちゃうとかそういう問題も含めてそこをどう考えるかというのが多分この議論の肝かなと思っています。結論があるわけじゃないんですが。

【福原座長】 意見の背景の事情を踏まえて、方向性について、今、御意見いただきました。

ほかにかがでしよう。多様な御意見を、今言ったように。

どうぞ、市原委員。

【市原委員】 ありがとうございます。

ちょっと質問なんですけど、廃止になった場合の退学率というのが数字として出ているのか、また各学校種で出ているのか。もう一つは、昨年10月に新たに停止という制度ができたんですが、この停止になって果たして再開するのか、または退学するのか、こういった数字が実際に出ているのか、ちょっとこの辺を教えていただきたいというのがまず1点です。

もう一点が、GPAの特例措置というのができましたが、こちらのほうの実績として数字が出ているのかを教えていただきたいなと思って御質問させていただきました。よろしくお願いします。

【福原座長】 まだデータを取り切れない部分もあるかと思いますが、可能な範囲で。

【事務局】 まず、新制度の適用の状況と退学率の関係につきまして、整理したデータはない状況です。

もう一つ、停止につきましても、令和5年10月からの適用になってございまして、現在お示ししているのは令和4年度末で、現在5年度末の継続、警告、廃止、停止の状況についてデータを集計しているところで、まとまりましたらこの会議でもお示しできればと思って

ございます。

GPAの状況につきましてというのは、私が御質問の趣旨を捉え切れず恐縮ですが、特例の適用の状況といった御質問という理解でよろしいでしょうか。

【福原座長】 特例の適用についてお尋ねです。

【事務局】 特例につきまして、資料2の1ページ目のところで特例2、教育課程の特性、特例3、児童養護施設の入所者等とございますが、教育課程の特性につきましてはまだ精査し切れてないデータもですが、適用している数字は大体十数%ぐらいかなと思ってございます。

児童養護施設の入所者等につきましてはもう少し少なくて数%に満たない、それぐらいのデータでございます。こちらも精査できましたら、また会議にお示しできればと思います。おおよそのつかみの数字で恐縮ですが以上でございます。

【市原委員】 ありがとうございます。

【福原座長】 ほかにいかがですか。議論の方向性やその背景など、御経験や御知見がありましたら御意見としても承りますが、いかがでしょうか。

今、そもそもこの制度の、吉岡委員からもこの制度の趣旨等々をもう少し立ち入ってみると、テクニカルな議論だけではなくして、いま一度そういう制度の趣旨というものに立ち返って検討していく必要があるんじゃないか、あるいは、もう少しバッファーというものがあっていいんじゃないかという御意見もありました。いかがですか、そういったところを踏まえまして。

両角委員、よろしくをお願いします。

【両角委員】 ありがとうございます。

私も先ほどの仁科委員の御意見と近いのですけれど、一番議論になるのはGPAのところではないかなという気がしています。この制度の趣旨として、最初は低所得者層で、中間層とか多子世帯とか増えてはきたんですけど、ただやはりきちんと勉強したかどうかというその条件を整えてあげるといったことだと思います。その際に、相対的な評価で、自分の努力でどうしようもないところで、修学の意志もあって、授業も出席して単位を取って努力しているのに打ち切られてしまうといったことが起きないようにするというのが一番議論になるのかなと思いました。

また、これまでの何年か、4年ぐらいやってきたものをどう評価して見直すのかということころからも、警告とかあるいは廃止が多くなっているところがやはりGPAのあたりだと思

います。これほど多くの学生がGPAの想定的な評価を理由として停止に至っている状況は本当に今の制度として狙いどおり機能しているのかという、ここがやっぱり議論の中心になるのかなと感じております。

以上です。

【福原座長】 ありがとうございます。

いかがですか。もしそういうことであれば、GPAのほうに少し絞りながらも御意見をいただいてまいりたいと思いますが、ほかに全般的に今の御説明に対する御質問だとか制度の趣旨を尋ねての御意見等がありましたら承りたいと思います。

【吉岡委員】 よろしいですか。

【福原座長】 どうぞ。

【吉岡委員】 今回の両角委員の意見と重なるところもあると思うんですけども、奨学金っていろいろな機能を持っていると思うんです。学生の立場からすると奨学金を得ることでキャリアパスが広がるということになって、特に給付になれば今まで以上に、今まで大学に入れなかった学生が行けるようになるというところがあります。社会の側から見ると、少なくとも非常に単純に言えば国民の中で高等教育を受ける人数が単純に増えるという数の問題で、これは多分望ましいことだろうと思うんです。

それから、もう一つ別の側面ですけども、今まで経済的困窮の中で埋もれていた能力とか才能というのを、今までだったら発揮されなかった才能を発掘するという側面がある。多分高等教育にそういう人が入ってくれば伸びるということがあって、さらに発展していくという側面があるわけです。ですから、これは一方で奨学金の持っている機会均等という側面と、もう一つは能力ある人を育てるという面があると思うんです。この2つは場合によっては相反することもあると思いますけれども、そういう機能が両方ある。

もう一つ、特に低所得者層のために制度を組んでいったときに非常に重要なことは、簡単に言えば貧困と学歴のスパイラルというんですか、貧しくて学業を十分にできなかった層というのは多分そのまま低所得者層になっていく。これは幾つも資料があるわけです。例えば高卒と大卒の生涯賃金の差というのは、ユースフル労働統計という、厚生労働省の独法の労働政策研究・研修機構というところが毎年出している統計だと、高卒と大卒とでは生涯で数千万円の差があるわけです。ですから、高卒の人たちが大学を卒業するということは、その個人にとっても非常に重要な意味があるわけです。だから、大学に入りたくても入れなくて、それから、場合によっては退学するともっと大変なわけですけども、

高卒の資格だと転職も難しいので、できるだけそういうある程度の能力がある人間は高等教育をきちんと受けて大学の卒業資格を持っていけるようにするというのは奨学金制度の一つの要だろうというふうに私は思っているわけです。それによって貧困層が学歴をつけることによって次のステップに上がることで貧困から脱することができる、極端に言えばそういうことが可能になってくるというのは、これはやっぱり社会のためにも非常に重要な機能だろうと思います。

ですから、何が言いたいかというと、ここで制度に手をつけて、今でも個人の要件があるわけですが、個人要件を厳しくしたり緩めたりすることによって、具体的にある個人がどういう状況に置かれるかということについて我々はきちんと考えているということをお話しないはず。つまり、これだけのことが起こる、例えばGPAを厳しくすることによって卒業できないで退学する学生が出てくる、その学生は明らかに大学を卒業するよりも生涯賃金が減るわけですし、貧困のスパイラルに陥る可能性がある。それに対して、どういう理由でこれができるのだと、こういう制度を組んでいるんだということを少なくとも我々が考えた末にこういう制度をつくった、こういう基準を立てたということをきちんと説明できないとよくないと思うわけです。

結果的には何らかの形、つまりもちろん国のお金を使うわけですし、それから、入っても大して勉強してないとか怠けている人たちに出す必要はないというのはそのとおりだと思いますけれども、そうじゃない可能性がある部分をどうやってすくい上げるかとか、どこまで我々がちゃんと考えているかというのは、この委員会に課せられている一番重要なところだと思います。

ということで、両角委員の言う、例えばGPAみたいな問題をきちんと考えておかないと、どこで線を引くかって大きな問題で、基準を立てる中で、出席の問題ももちろんそうなんですけど、ここで一番分かりやすく出ているのはGPAなので、GPAというものをどう考えるかも含めて考える必要があるというふうに思います。

【福原座長】 ありがとうございます。

関連してあればあと少し伺いますが、よろしいですか。

座長として私、最後に申し上げたいと思います。第1回の検討会議の学業要件全体の中で一番最後のところの黒ポツは私が申し上げたことかと思うんですが、修学支援は経済的な支援の主な柱になっているんですけども、これだけで、今吉岡先生がおっしゃった低所得者層の修学機会の確保や、あるいは修了することによる就業への道筋をつけるという

わけにはいかないで、この制度が有効に活用されて成果が獲得できるように学校現場、大学の現場でも、研究のほうでよく伴走支援なんていうような言葉が最近出てきていますが、そういう学修指導だとか生活相談とか、こういったこの制度が成果を上げるための周辺の努力を各学校や大学というのがしていく必要がある。そのためにはこれが最も先導的な、ほかの制度を先導する中核になるんだけど、ほかの制度もちゃんと出てくる、だから、例えば廃止された場合に退学しているのかといたら、退学までいくのは大変だけど代替措置があって別の奨学金を用意しているというところもあるでしょうし、そういう意味からすると、各学校・大学においてそういった学修支援を実施するに当たって現状どうか、警告を発するだけ、警告を受けた者に学修指導したり生活相談。これでもし打ち切られたら、将来打ち切られたら経済的に大変だけどという、授業料だけじゃないですもんね、最近では物価が高騰しているから、関連する学修費用とか生活費用というのもかなりかかってくるんですよ。だから、こういったようなものの相談事例みたいなのが、あるいはこの後に出てくるアンケートでも出てくるのかもしれないし、その辺のところではこれがどれだけ役に立っているのかということに関わるので、そういった大学側の取組が変わったみたいなことは出てこないのですか、これによって。そうすれば、いろいろな奨学金をいろいろ実行されるお立場でもあるんですけど、それによって学校側、大学側の……。

【吉岡委員】 JASSOの業務として、大学が学生にどういう指導をしているかという、奨学金の部分で直接に。

【福原座長】 それはないですけども。

【吉岡委員】 それはないですね。ただ、学生が置かれる現状というのはむしろ学生生活支援みたいな形で、例えばメンタルケアまで含めてこういうことを。

【福原座長】 メンタルケアもありますね、そうそう、学生相談も。

【吉岡委員】 ええ、相談するとかということについての指針をつくったり、あるいはセミナーを行ったり、グッドプラクティスみたいなものを紹介するようなセミナーみたいなことはやっています。

おっしゃるとおりで、そもそも奨学金制度の外側の問題、貧困の問題はすごく大きいので、奨学金でどうこうなる部分というのは限られていると思うんですけども、この大学制度の中でも、おっしゃるように例えば学生部であるとか、そういう担当部局が実際に窓口で学生に接しているの、例えばここで成績が非常に悪いとか、それから出席率が悪いというのはどういう事情でそうなっているのかとか、あるいは、例えばヤングケアラーみ

たいな事態に陥っている人だっているでしょうから、例えばこれまでの資料にしても、途中で廃止になっちゃったりしている人たちが実際にはどういう状態で陥る可能性が高くなっているのかということは、できれば知りたいと思います。

【福原座長】 そうそう。だから、この学業要件というのは、対象者一人一人への厳しい要件を課して鞭打っているような感じではなくて、これを励みにすると同時に、警告要件あたりは、そこにいる学校にも警告を発してもらって、発した人に、発せなきゃならない人に対して支援してくださいねという学業要件のメッセージ性は、学校や大学とかそういったほうに向けてもやっぱり働いているのかなという思いがあって。だから一番最初にこれからもこういう厳しい要件設定であってもいいですかという論点整理がされているけれども、その厳しさというのは、これは国費を投じているんだから一定の厳しさというか、そういうものはやはり必要だという御意見も前回多かったです。そこには実施するほう、自治体もそうだし、自治体の支援も欲しいし、学校側もいろいろなそういう支援も欲しいしという思いがこの警告要件だから。警告から停止して復活するのもあるだろうし、警告は1年で終わって挽回してくるのもあるだろうから、そういうものがないと、実際大学のほうからすると退学されたりすると収容学生数が少なくなるものね、修学定員を割ってくる場合もあるもんね。だからといって、じゃあ、甘くするかということも困る。この制度をベースにして受け入れた人に対しても卒業までを見てあげる体制があるかどうかですよ、それがあるかどうか。すみません、まだデータが整わない時期ですけれども、この制度が持っているメッセージという意味の一環として、それもあるのかなということを上げたいです。

さて、制度についての背景のこともありましたけど、個別の論点としてはGPAという話になってきたので、少しGPAについても御意見を、前回に続けていただきましょうか。GPAについてはいかがですか。先ほど仁科委員、また両角委員もお話しされましたけれども、そこがやはり引っかかる、警告を発せられたりというところでは多いというのも現実です。このGPAの要件についてはいかがでしょうか、御意見。

室橋委員、どうぞ。

【室橋委員】 もう繰り返して、人数が増えるのでその分難易度が高くなるので、もちろんそれで緩和するというのはベースにあるんですけど、ただ一方で、改めて見ると、これは全体のうち20%ぐらいは警告ないしは廃止になっているんです。どうそれを感じるかですけど、個人的には非常に厳しいなというふうには感じるの、これまでの人数の割合

で緩和するというのももちろんなんですけど、そもそもこの4分の1自体も非常に高過ぎたんじゃないかというのがこの数字を見ると非常に感じる部分で、もっと緩めてもいいんじゃないかなというのが感じるどころです、全体感で言うと。

【福原座長】　そうですね、GPAの4分1。

この辺はいかがでしょうか、GPAの4分の1の基準が今、そのために、どうしてもGPA基準が厳しいということもあって特例が幾つか置かれているという事情もある。そうすると室橋委員は、そういう特例以外にも配慮すべき余地やそういうものがあるので、GPAの要件としてはもう少し緩和の方向もあるんじゃないかという御意見ですか。

【室橋委員】　そうです、自分は。全体的に。

【福原座長】　あるいは特例的なものをもう少し設けるということになるのか、GPAの基準そのものを、数値的な基準そのものを変更するということなのか。

【室橋委員】　そもそもアンケートの説明はまだないのであれですが。

【福原座長】　そうそう、この後にそれとすり合わせますけど。

【室橋委員】　新制度の中身自体が正直そんなに正確に伝わっていない、このアンケートの結果を見ても、2ページとかを見ても中身が3割ぐらいは伝わっていないということです。なので、それを踏まえると、さらに制度として複雑にしていくのは基本的に方向としては避けるべきだと思っているので、あまり細かい要件を足すというのはよくないと思います。

【福原座長】　分かりました。この後の意見のほうはもう一回それとすり合わせていきたいと思います。GPAの要件について御意見をまだ十分いただいてないかと思いますので、仁科委員、両角委員の順でGPA要件に関しまして御意見をいただきたいと思います。

仁科委員からどうぞ。

【仁科委員】　すみません。今の室橋委員からの御意見というのは、4分の1ではなくて5分の1とかそういう話ですよ。

【室橋委員】　そういうことです。

【仁科委員】　それで、ちょっとそこが私は分からなくて、国民目線から見ると5分の1でいいのかというのはちょっと気になるところです。その点から、先ほど座長が言われていたように最終的にやめてしまうともう元も子もないというか、非常にほかの制度の趣旨からも反するので、警告まではやっぱりある程度はハードルは高くてもいい、高くはないと思いますけどいいのかなと。なるべくやめさせない方向ということで、ちょっと制度が

複雑になっていくのは嫌ですけど、特例というので廃止まではいかないようにするというのが一つの方法かなと思うので、それも含めてGPAの4分の1というのは今のままでもいいじゃないかなと思っています。

以上です。

【福原座長】 なるほど。そうすると、警告は2回やると廃止になるんですか。

【事務局】 警告が2回連続すると基本は廃止になりますが、2回目がGPAだったら停止となります。

【福原座長】 GPAの場合だとまだ停止で、廃止の前の停止という制度が置かれているんですね。それもGPAの扱い方の特例ですね。

【事務局】 少し具体的な例で申し上げますと、例えば1年目が下位4分の1、2年目が4分の1だったら1年生、2年生は受け取って、停止になった3年生は受け取れない。ただ3年生のときに上位4分の3に入れば4年目が復活するので、1年目、2年目、4年目の合計3年分が支給されるというような整理になります。

【福原座長】 ということですか。

【仁科委員】 すみません、もう一回いいですか。GPAは、簡単に言うと、3年生のGPAというのは3年生までのGPAですよ。

【事務局】 3年生だけのGPAになります。

【仁科委員】 だけですか、分かりました。それだったら納得しました。3年生までというと、なかなか急に頑張っても改善されないのと思ったんだけど、そういうことではないんですね、分かりました。

【福原座長】 そういう意味でGPAの要件についてはかなり特例を設けたり、廃止へいきなりいかないで停止というバッファを設けたりという工夫は現行制度でも置かれているというわけです。それでもまだ厳しい？そうですね、出席だと個人の絶対的な要件、要素だけど、GPAというのは相対的なものだから。そうですね、必ず4分の1以下の人はいるので、出席が半分以下の人が必ずいるかということ、そうではない。

では、両角委員、どうぞ。

【両角委員】 ありがとうございます。

私もこの4分の1はちょっと厳しいのではないかという立場の意見になります。もちろん2回でもいきなり廃止にいかず停止にするのは、ある種工夫しているのかもしれないんですけど、この特例措置も含めて、私もこういう制度ってあまり複雑にしないほうがいいん

じゃないかというのがまず基本的な前提にあります。こんな特例の細かいところは皆さん多分見ないと思います。なおさら、低所得で余裕がない場合や、今まで大学進学を考えてない方が進学するかどうかを考える際に、そのための支援制度が複雑になると、本当に必要などころに必要な情報がしっかり行き届かなくなるんじゃないかという気がしました。

この特例の2についても、それを設けた気持ちは分からないではないんですけど、医学とか教育だけをなぜ特別扱いして、じゃあ、ほかの分野はいいのか、というようなところも少し気になりながら聞いておりました。

また、この支援自体、基本的には低所得家庭の子どもの支援というところから始まったことに象徴されるように、ニードベースかメリットベースかと考えればニードベースだと思うんです。メリットベースでもないところでメリットというか、そこをあまり振りかざし過ぎるのはどうだろうかというところは少し気になったところではあります。むしろ、先ほど座長もおっしゃったように、例えばGPAがかなり低いとか、あるいは出席状況が悪かったりしたときに、確実に大学側が、どうなっているんだというようなことを本人に確認したりとかして必要な支援につなげていけることのほうが大事なんじゃないかなという気がしています。はっきり何%というところまではアイデアがないのですが、現在の基準はちょっと厳しいんじゃないかなというふうに思っています。

以上です。

【福原座長】 ありがとうございます。

あとはいかがでしょうか。

これは年間ですかね。最近セメスター制度で半年ごととか、卒業も半年でカバーして秋卒業というのもありますね。ちょっとコロナ禍で少なくなったけど、海外へ行くとか、途中のいろいろなケースとかあったり、そういったところではいろいろと学生は多様化してきていますので、できるだけシンプルな形を取りつつも、その辺のそういった多様な事情というものもくみ上げていかなきゃいけないなというところもあろうかと思っています。

さて、もう一度お聞きしますが、ここでアンケートというのが今回出てきているので、そのアンケートを踏まえて、さらなる現場のお声を聴くというのをその後どうするかということも御意見をいただきたいので、今日用意されている資料としてアンケートの資料が出てきていますのでこの説明を受けて、もう一度先ほどいただいた議論などを深めていきたいと思います。

では、次に、新制度利用学生等へのアンケート調査結果につきまして、事務局から御説

明をお願いします。

よろしくをお願いします。

【事務局】 資料3を御覧いただければと思います。1ページを御覧いただきまして、修学支援新制度が令和2年度から始まりまして4年間が経過したところです。今年の3月21日から4月4日まで、実際に本制度の支援を受けた学生の方々の声について、アンケートをしてまとめたものです。回答につきましては、1万6,107名の方からいただきました。御礼を申し上げます。

真ん中に「新制度を利用したきっかけ」とございますが、最も多かったのが「高校生の時に学校の先生から話を聞いて知った」という方が大体半分ぐらいでした。その次に多かったのが「親など身近な人から話を聞いて知った」が大体4割ぐらい、そして「大学等に入學してから学校からの案内冊子等で知った」というものが次に多くて2割ぐらいというような状況でした。

その右が『新制度』について、いつ頃に知りたかったですか」というものですが、最も多かったのが「高校段階」で4分の3、「中学校段階から知りたかった」というのが19%、2割弱いましたので、少なくとも高校以前に知りたかったというのが当然ですが9割以上となっています。

2ページです。こちらは今回御議論いただいている学業要件につきまして、支援を受けた学生さんの認識の状況についてアンケートを取ったものです。左が『学業要件』が課せられていることを知っていましたか」ということについて、「内容を含めて知っていた」というのが63%、「要件があることは知っていたが、内容までは正確に知らなかった」というのが32%、「存在すら知らなかった」というのが5%ございます。何らかの要件自体は知っているという方は95%いましたが、内容を含めて知っていたというのは6割強という状況です。

右側、『学業要件』を課していることについてどのように思われますか」ということについて、複数回答にていただいたものです。最も多かったものが「公的な支援を受けており、学業要件は必要だ（又は、仕方がない）」という方が大体全体の4分の3で、その次に多かったのが「勉強に取り組む動機付けになるので、ある程度必要だ」、その次が「学業要件があったから、一生懸命頑張って勉強ができた」というものがそれぞれ3割ずつぐらいでした。「学業要件があるのは厳しい」という方は大体2%強という状況でした。

次は3ページ目です。学業要件というのは大きく修得単位数、出席率、GPAという3つがご

ございますが、こちらにつきまして、水準が適切だと思うかという点についてアンケートを取ったものです。

一番左から修得単位数、出席率、GPAの順に並べておりますが、最も多かったものが黄緑色にしております「適切な水準だと思う」で8割弱ございました。右上の赤系の色がそれぞれ「もっと高い基準でも良い」、「やや高い基準でも良い」というものが、それぞれ少し数字のずれはございますが2割弱、「やや緩やかな基準が良い」、「もっと緩やかな基準が良い」という青系の色が1割弱ということで、修得単位数、出席率、GPAそれぞれで似たような傾向が見えたところでした。

アンケートの御紹介は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【福原座長】　　こういうアンケート結果で、室橋委員、さっきこれに言及されていましたけど、何か。

【室橋委員】　　やっぱりあんまり伝わっていないということと、あともう一つ気になるのは1ページの「新制度を利用したきっかけ」、一応50%なんですけど、これは自分の感覚としては大分少ない、少な過ぎるというか、もっと上がるべきだと本来的には思うので、前回というか、この会議自体の前回の令和2年、3年ぐらいでやっていたときにも、若者といったような大学生が言っていました、やっぱり学校の中であまり情報がきちんと伝わっていないというところはあると思うので、そこも含めて考えると、制度として複雑化していくというのはあまり望ましい方向ではないのかなというのは感じるところです。

【福原座長】　　できるだけ早く知りたかったというのは、高校時代に進学の可能性がこれによって出てきたから、高校時代の学修意欲というものにも影響していることが読み取れますよね、ここを見ると。だからそのことをもっと高校の先生、あるいは自治体、教育委員会、これは前回の検討会議でもそういう啓蒙をそれぞれやらしてもらおうということは意見として出ていたようですね。ありがとうございます。

いかがでしょうか、先ほどの議論を振り返りながら、このアンケート結果というものを照らし合わせて何か御意見は。

どうぞ。

【吉岡委員】　　アンケートというものの宿命ではあると思うんですけども、これは回答率27.4%ですよ。しかも、これはJASSOがやっているんですけど、メールアンケートなわけですよ。したがって、これに答えた人の特性というのが当然あるわけで、このところで、例えば学業要件が適切だという人が圧倒的に多いのは当たり前だろうと思います。例

例えばここで、先ほどの資料2の2ページにあるような中の警告を受けたり、廃止を受けたり、廃止（要返還）を受けた人は、まずは答えていない、答えてない可能性が非常に高いし、もしも途中で出ていったとしたらアンケートの対象にすらなっていないわけで、多分大部分の人が継続できてちゃんと卒業できた、その直前かな、卒業できる可能性があった人ということなので、どう読むかというのは非常に難しい問題だろうというのが一番大きなことです。回答率が27.4%ですから、本当にやるんだったらアンケートを属性ごとにやらなくてはならないということがあるだろうと思うんです。

その意味で前回も、これは両角委員がおっしゃったのかな、先ほどちょっと私も言いましたけど、大学の学生部であるとかというのが、直接学生がどういう状況にあるのかということについて多分一番よく分かるので、そういうところの情報というのがないと、実態がどうなっているのかということを知るのは非常に難しい。

それからもう一つ、今の話とちょっと別ですが、奨学金を執行している組織としては、おっしゃるとおりこれ以上複雑になったらもうとてもうまくいかないということで、一つは、今の奨学金制度だとしても多分高校生や高校の先生も、大学生も大学の先生もちゃんと理解するのは非常に難しいし、さらにそこに幾つも条件が入ってくるというのは大変難しい。それから、実際に支給したとして、この条件であなたは廃止ですといったところにミスが起こる可能性まで出てくると思うので、できるだけ制度としてはシンプルにしておくということは必要だと思います。そうしていただきたいと思います。

【福原座長】 ありがとうございます。

質問として、2ページの『学業要件』を課していることについて、どのように思われますか」というのも、今吉岡委員がおっしゃったように、回答を寄せてくださった方々はこの制度の恩恵を受けた方々が多いのだけでも、そうでない方も学業要件が厳しいという御意見をいただいたりしていそうです。ここに「その他」とあるけれど、これはそんな少数意見まで尊重はできないかもしれないけれども、この「その他」というのは、例えばどんなことがあるのですか。

【事務局】 この「その他」は自由記述でして、そこはまだ分析できていなくて、また次回以降に御紹介できればと思います。

【福原座長】 分かりました。厳しいとかもう少しネガティブな意見もあるかと。肯定的な意見は上のほうで多数派を占めているんで、消極的な意見とかネガティブな意見が少ないので、その具体的な意見が見られればなと思っただけです。

どうですか、両方を照らし合わせて。意外とGPAの要件も、これはクリアした人たちだから、これは全部こうだということですけど。

先ほどの親心の方からの意見ですけど、いかがですか。奨学金を受けていた人がこのような状況の意見を寄せてくれているということからすると。

【中川委員代理】 アンケートの結果としては予想どおりということでしょうか。

先ほど、出席の条件で厳しめな話をさせていただいたんですけど、こういう制度は広く皆さんに知らしめて使っていただきたい制度だと思いますので、いたずらに条件を厳しくするというのもどうだろうかという気持ちはあります。

私自身、高校に勤めておりましたので、制度を保護者や生徒に説明するときに、複雑な制度というのはやはり説明しづらい、理解できていない分、説明はできないんだと思うんですけど、制度としてはシンプルにあってほしいということと、この制度を使って入っていった学生には卒業してもらいたい、最後まで支援していきたい、いつてもらいたいという気持ちは強くあります。

【福原座長】 なるほど、そうですね。そしてこれを拡大していく、多子世帯に制度を拡大していくということになると、その制度趣旨が、機会要件はいろいろなもので満たして努力してもらおうけど、学業要件という本人の満たさなければならない要件でもって制度が十分稼働しないというのでは困りますし、これで励ましになっているのであればいいけど、この点ですよね。

いかがですか、GPAについて。これは突破した人たちだから、みんな今の要件でも妥当だということのようですけども。

私も実務の感覚で見ると、今、進級要件というのは結構厳しくなっているところがあるんですよね。進級制を取って、今までは4年間で全部単位を取ればいいやみたいなことが、進級の場合でも、その分野の必修科目の部分が取れていなかったり、今までだったら一般教養科目や語学科目を4年生で取ることまでも今まではあったけど、そういうものは2年生まで取っておかないと卒業できない。できるだけ卒業させてやるために履修指導なんか結構やっていますし、あれは落とすためじゃなくて、ちゃんと卒業するために次の3年生、4年生の発展科目を、専門科目を取る基礎ができるように1年生、2年生でちゃんとやっておけという、結構各大学・学校でそういう分析データを活用した履修指導や進級指導をやって、要件とかもできている。さっき言ったみたいに Semester 制度になっているので、前期・後期、秋学期・春学期等という学期ごとに指導しているとか、結構現状が変

わってきているので、その辺で工夫していただいているのであればこちらはもっとシンプルにしても、あとは現場のほうでそれに合わせていただくということであってもいいし。またこれを扱っていくところが、先生のところもそうだし、事業団もそうだし、各学校、各大学の事務部門もそうだから、これも大変な作業になっていくと思うんで。

そういったようなことで皆さんにお考えいただいている時間を確保しましたが、何か追加してお話しいただくことはありますか。いかがですか。せっかくフロアにお歴々もいらっしゃるんですけど、何かお気づきや、あるいは各委員から御意見をいただきたいようなところがありましたらお申し出いただいても結構ですが。

どうぞ、局長。

【池田高等教育局長】 高等教育局長の池田です。

意見ということではなく、新制度も含めた修学支援は今非常に世の中から関心をいただいていることもあって、国会の質問でもかなり出ることが多ございます。

【福原座長】 特に局長は大変ですものね。

【池田高等教育局長】 はい。

その中でかなり御指摘を受けるのは、GPAは相対的な評価なので、出席率のほうは自分で努力すれば何とかなるけれども、頑張っても結果的に相対的に4分の1に入ってしまうとか、それは厳しいのではないかという御意見が比較的多い状況です。

【福原座長】 やっぱりそうですね、相対的なので。

多子世帯へも給付しようということや、私が先ほど申し上げた各学校・大学で進級制度の中でもかなり厳しめに用意してあるので、GPAじゃなくてもほかの基準でふるい落とされることがあるので、GPAで絞っておく理由がだんだん薄れてきているような気はしますけども。

ありがとうございます。そういう点がやはり国民の関心もあるということで御意見がありました。

いかがでしょうか。あとは学校種ごとにもあるということで、GPAというと短大とか専門学校とかそういうところあたりだと、やっぱり学校種によっても学業要件というのが少し温度差が違ってくるところもあるんじゃないかと思えますけれども、そういった観点でも結構ですが、よろしいですか、何かありましたら承りたいと思います。

では、大体各要件に関する御意見、方向性、制度全体への考え方というのは出てきたようには思いますので、この検討会の残された期間でそういうものをさらに絞り込んでま

め上げていく後半に次回から入ってくるんですけども、今後の進め方とも関係すると思いますので、この後、今回までの御意見を踏まえながら、それをより具体的にしていくためにどういうスケジュールや手順を踏めばいいかということについてお諮りしたいと思えます。事務局からその点についてスケジュールや今後の進め方等で原案を御提示いただいて、各委員から御意見をいただきたいと思えます。

【事務局】 それでは、資料4を御覧いただければと存じます。今後のスケジュールの案について、前回お配りした資料を少し更新したものになります。

第1回は先月14日で、第2回が本日まででございます。次回につきましては、学業成績等の要件につきまして、本日の議論を踏まえて御審議いただきつつ、また特に運営する側からのヒアリングも行うべきという御指摘もございましたので、関係者からのヒアリングを実施できればと思っております。書面による提出も含めて、具体的には座長とも御相談しながら進めていければと考えてございます。

そして、第1回の会議でもお願い申し上げましたが、6月の第4回で本委員会としての取りまとめをお願いしたく存じます。

事務局からは以上でございます。よろしく願いいたします。

【福原座長】 今回は利用者のアンケート結果を踏まえて御意見をいただくという貴重な機会を得ましたが、次回は関係者の声ですね、現場でこの制度を扱っておられるところからも御意見をいただければなと思っております。この点、まだ日程の関係で、5月の日程が十分定まってないことがありますので、それはお呼びする方も踏まえてですけど、この扱いで次回は関係者のヒアリングを実施させていただいて、さらに議論を詰めていきたいと思えます。その流れはよろしいですね。

今、どういう辺りにお声をかけようと考えているのですか。

【事務局】 前回の有識者会議でも大学関係の団体等にお声がけをさせていただきましたので、特に実際この制度を御活用いただいている方々をお呼びして御意見を頂戴したいと思っております。

【福原座長】 分かりました。

【室橋委員】 その際、多分前回とかは結構大学の学長とかそのクラスの方々が来ていたと思うんですが、先ほどからずっと出ている学生課とか、もっと直接学生と面している、接している方のほうがリアリティなところを知っていると思うので、幹部というか、支援課の方とかのほうが望ましいと。

【福原座長】 そうはおっしゃいますが、仁科先生も吉岡さんも私も学長経験者だけど、結構リアリティに富んでいる意見は出していますので、それは御心配なく。でも、分かります。できるだけ現場の声を、そういうことは配慮します。

【吉岡委員】 現場の声を配慮して、その人も、学長さんが来てもいいですけど、ちゃんとそういう話を……。

【福原座長】 リアリティのある学長を呼んで。

【事務局】 事務局からも、この2回の御議論をまとめさせていただいて関係団体をお願いします。その際に、今いただいた御指摘、特に実際に学生さんに対応している方々の御意見をその団体からも伺えるようにというお願いをしたいと思います。ありがとうございます。

【福原座長】 仁科学長、何か御意見は。何か学長としての意見をやっぱり言わないと。

【仁科委員】 いや、どうなのでしょうね。僕は室橋委員の意見とはちょっと違って、大学内でも部署が転々としている事務の方もいらっしゃるの、本当に現場の人がある程度把握しているかというのはちょっとクエスチョンだなと思っていて、学長の必要はないと思います。ただ、そうですね、事務系のもうちょっと上の人か、それぐらいのほうがいいかなと、本当に窓口の方ではないほうが私はいいかかなと思っています。

【福原座長】 学生部の部長とか奨学金担当、修学支援担当という方々がいて、その中には教員も配置されている場合もありますし、アドバイザーなどもいる場合もありますから、実際この制度も含めていろいろな修学支援の制度に関わっている人の生の声ができるだけ吸い上がるようにということだと思っんですね、室橋さんが言うのは。

【室橋委員】 そういうことです。

【福原座長】 それも配慮して。

では、そのような方々の人選につきましては、事務局と私のほうに御一任いただけますでしょうか。もし、こういう方がおられるので、ぜひ皆さんにお聞きいただくといいんじゃないかということがありましたら、できるだけ近日中に事務局のほうに個別にお申出いただきまして、お呼びする方の候補に加えさせていただきますが、必ずしも全て御意見に沿うことはできないかもしれませんが、御推薦はいただければと思います。

ほかに。

次回はまだ日程調整が。

【事務局】 次回は今、5月24日で予定をさせていただきます。

【福原座長】 いや、ちょっと推薦をするとかの事情もあるしと思ったので、分かりました。

今日のアンケートに加えまして、それぞれの現場のお声も反映する、各大学・学校のこの制度の運営、実施の状況を踏まえてヒアリングをいたしたいと思います。

そうすると、ヒアリングを先にやってということですか、次回は。

【事務局】 そのように考えています。

【福原座長】 次回はヒアリングを先にやって、後半にそれを踏まえてさらに学業成績の要件等について詰めていくということにいたしたいと思います。

さて、それでは、本日御予定いただいていた時間がそろそろ参りましたので、第3回の会議の進め方等は座長と事務局に御一任いただくということにいたしたいと思います。

委員の皆さんには、本日もお忙しい中を御参加いただきまして、御意見いただきましてありがとうございました。本日の活発な御議論をこれからも継続していただくようお願いいたします。

では、最後にもう一度、今後のスケジュールを改めて御案内いただけますでしょうか。

【事務局】 次回につきましては、5月24日金曜日の開催を今予定してございます。詳細につきましては、また追って御連絡を申し上げます。

本日の会議内容につきましては議事録を作成しまして、後日、御出席いただいた委員の皆様にご確認いただいた上で公表できればと存じます。

事務局からは以上でございます。

【福原座長】 どうもありがとうございました。

それでは、この機会に何か言い忘れたとかありませんか、よろしいですか。

それでは、第2回の検討会議はこれにて閉会とさせていただきます。本日も御出席並びに御意見ありがとうございました。

— 了 —